

不利益処分の処分基準

処 分 名		職員団体規約の認証取消	
根拠法令及び条項		職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第8条第1項	
所 管 部 課 名		公平委員会	
処 分 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条 ・職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則(昭和53年自治省令第21号)第4条 	
	基 準	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条第1項に定めるところによる。	
	設定年月日	平成13年9月21日	最終変更年月日
備 考			